

## 令和2年 障害者のてびき 更新内容一覧

この一覧は、発行後(令和2年3月以降)の掲載内容に変更等があったものについて掲載しています。発行後の変更につきましては、出来る限り新しい情報への更新に努めておりますが、お気づきの点がありましたら障害福祉課までお知らせください。

(令和6年7月現在)

ページと項目		訂正内容
P10～ P11	障害程度別該当項目一覧表	<p>【訂正前】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →全項目△</p> <p>【訂正後】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →本文(P61)をご覧ください。</p>
P28	4 障害者虐待防止	<p>☆その他相談・通報・届出窓口 高齢者虐待に関すること 連絡先・時間変更</p> <p>【訂正前】</p> <p>○介護予防・地域支援課 高齢者総合相談担当 電話(5246)1223・1224 月～金 8時30分～17時15分</p> <p>【訂正後】</p> <p>○<u>高齢福祉課 総合相談・給付担当</u> 電話(5246)1224 月～金 8時30分～17時15分 <u>水曜日は19時まで</u></p> <p>☆18歳未満の児童に関すること</p> <p>【訂正前】</p> <p>○児童相談センター 月～金 8時30分～17時45分 電話 (5937)2317 夜間・休日緊急連絡 平日夜間 17時45分～翌朝8時30分 土日祝日・年末年始 電話 (5937)2330</p> <p>○児童相談所全国共通ダイヤル 電話 189番</p> <p>【訂正後】</p> <p>○東京都児童相談センター 月～金 9時00分～17時00分 電話 (5937)2317</p> <p>※夜間・休日の緊急連絡は、児童相談所全国共通ダイヤル(電話 189番)へ</p>

ページと項目		訂正内容																																																																								
P30	7. 身体障害者・知的障害者相談員	<p>【訂正前】</p> <p>■身体障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="580 394 1240 557"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋 庄市郎</td> <td>台東区谷中7丁目</td> <td>3822-1340</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> <tr> <td>福田 治士</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>090-4811-9456</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="580 613 1240 730"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> <tr> <td>伊藤 玲子</td> <td>台東区三筋2丁目</td> <td>090-1707-1178</td> </tr> <tr> <td>飯塚 博美</td> <td>台東区日本堤2丁目</td> <td>3872-7170</td> </tr> <tr> <td>新井 亜矢子</td> <td>台東区清川1丁目</td> <td>080-8167-2605</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <p>■身体障害者相談員(令和5年8月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="580 869 1235 1032"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角田 幸一</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>090-4071-0151</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> <tr> <td>福田 治士</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>090-4811-9456</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="580 1088 1235 1205"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> <tr> <td>伊藤 玲子</td> <td>台東区三筋2丁目</td> <td>090-1707-1178</td> </tr> <tr> <td>飯塚 博美</td> <td>台東区日本堤2丁目</td> <td>3872-7170</td> </tr> <tr> <td>新井 亜矢子</td> <td>台東区清川1丁目</td> <td>080-8167-2605</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所	電話	高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456	氏名	住所	電話	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178	飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170	新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605	氏名	住所	電話	角田 幸一	台東区浅草6丁目	090-4071-0151	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456	氏名	住所	電話	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178	飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170	新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605
氏名	住所	電話																																																																								
高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340																																																																								
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																								
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																								
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																								
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																								
福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456																																																																								
氏名	住所	電話																																																																								
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																								
伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178																																																																								
飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170																																																																								
新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605																																																																								
氏名	住所	電話																																																																								
角田 幸一	台東区浅草6丁目	090-4071-0151																																																																								
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																								
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																								
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																								
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																								
福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456																																																																								
氏名	住所	電話																																																																								
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																								
伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178																																																																								
飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170																																																																								
新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605																																																																								
P35	20. 上野年金事務所	<p>問合せ</p> <p>【訂正前】〒110-8660 台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル 電話 (6700)1165(一般電話)</p> <p>【訂正後】〒110-8660 台東区池之端1-2-18 <u>NDK</u> 池之端ビル 電話 <u>(3824)2511</u> 自動音声1番→2番</p>																																																																								
P37	21. 東京都児童相談センター	<p>問合せ</p> <p>【訂正前】 電話(5937)2314</p> <p>【訂正後】 電話(5937)2317</p>																																																																								
P37	22. 東京都心身障害者福祉センター	<p>HP アドレス</p> <p>【訂正前】 <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/oshirase/toiawase.ht">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/oshirase/toiawase.ht</a></p> <p>【訂正後】 <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/toiawase.html">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/toiawase.html</a></p>																																																																								
P37	23. 東京都手をつなぐ育成会 青年期相談室	<p>名称</p> <p>【訂正前】東京都手をつなぐ育成会 青年期相談室</p> <p>【訂正後】東京都手をつなぐ育成会 <u>手をつなぐあんしん相談</u></p>																																																																								

ページと項目		訂正内容																
		<p>説明文</p> <p>【訂正前】知的障害のある人の進路、就労、日常生活、対人関係などの相談に応じ必要な助言や援助を行います。</p> <p>【訂正後】知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません</p> <p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】本部事務局相談室 電話 (5389)2600</p> <p>【訂正後】本部事務局 電話 (5389)2614</p>																
P38	24.東京都発達障害者支援センター(トスカ)	<p>項目</p> <p>【修正前】 東京都発達障害者支援センター(トスカ)</p> <p>【修正後】 東京都発達障害者支援センターこども TOSCA(トスカ) 電話(6413)0231 東京都発達障害者支援センターおとな TOSCA(トスカ) 電話(6902)2082</p>																
P39	25.東京都難病相談・支援センター	<p>設置場所</p> <p>【訂正前】</p> <p style="text-align: center;">&lt; 共通 &gt; 平日午前10時から午後5時まで(相談の受付は午後4時まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> <th>アクセス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都難病相談・支援センター</td> <td>03-5802-1892</td> <td>〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階)</td> <td>・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩難病相談・支援室</td> <td>042-323-5880</td> <td>〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)</td> <td>下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅</td> </tr> <tr> <td>東京都難病ピア相談室</td> <td>(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144</td> <td>〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)</td> <td>東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセス・地図等の詳細は、東京都福祉保健局ホームページにてご確認ください。 【URL】<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/invo/nanbyo/zaitakunanbyo/siencenter.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/invo/nanbyo/zaitakunanbyo/siencenter.html</a></p> <p>【訂正後】</p>	名称	電話番号	所在地	アクセス	東京都難病相談・支援センター	03-5802-1892	〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階)	・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分	東京都多摩難病相談・支援室	042-323-5880	〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)	下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅	東京都難病ピア相談室	(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144	〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)	東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分
名称	電話番号	所在地	アクセス															
東京都難病相談・支援センター	03-5802-1892	〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階)	・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分															
東京都多摩難病相談・支援室	042-323-5880	〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)	下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅															
東京都難病ピア相談室	(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144	〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)	東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分															

ページと項目		訂正内容																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> <th>アクセス</th> <th>相談受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都難病相談・支援センター</td> <td>03-5802-1892</td> <td>〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階) (令和7年度) (仮)元町ウェルネスパークへ移 転予定</td> <td>・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分</td> <td>午前10時から 相談対応終了時刻は午後5時30 分まで</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩難病 相談・支援室</td> <td>042-323-5880</td> <td>〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)</td> <td>下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国立」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅</td> <td>午前10時から午後 4時まで</td> </tr> <tr> <td>東京都難病ピア 相談室</td> <td>(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144</td> <td>〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)</td> <td>東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分</td> <td>午前10時から午後 4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	電話番号	所在地	アクセス	相談受付時間	東京都難病相談・支援センター	03-5802-1892	〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階) (令和7年度) (仮)元町ウェルネスパークへ移 転予定	・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分	午前10時から 相談対応終了時刻は午後5時30 分まで	東京都多摩難病 相談・支援室	042-323-5880	〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)	下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国立」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅	午前10時から午後 4時まで	東京都難病ピア 相談室	(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144	〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)	東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分	午前10時から午後 4時まで																																						
名称	電話番号	所在地	アクセス	相談受付時間																																																								
東京都難病相談・支援センター	03-5802-1892	〒113-8431 文京区本郷三丁目1番3号 (順天堂大学医学部附属 順天堂医院1号館2階) (令和7年度) (仮)元町ウェルネスパークへ移 転予定	・JR中央・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩約5分 ・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 徒歩約5分 ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 徒歩約7分	午前10時から 相談対応終了時刻は午後5時30 分まで																																																								
東京都多摩難病 相談・支援室	042-323-5880	〒183-0042 府中市武蔵台二丁目6番1号 (都立神経病院2階)	下記駅からバス「総合医療センター」下車 ・JR中央・武蔵野線「西国分寺」駅 ・JR中央線「国立」駅(南口) ・JR中央線「国分寺」駅(南口) ・京王線「府中」駅	午前10時から午後 4時まで																																																								
東京都難病ピア 相談室	(相談専用) 03-3446-0220 (予約・問合せ専用) 03-3446-1144	〒150-0012 渋谷区広尾五丁目7番1号 (東京都広尾庁舎1階)	東京メトロ日比谷線「広尾」駅 徒歩3分	午前10時から午後 4時まで																																																								
<p>※アクセス・地図等の詳細は、東京都保健医療局ホームページにてご確認ください。 【URL】<a href="https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/gaiyou.html">https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/gaiyou.html</a></p>																																																												
<p>事業内容</p> <p>【訂正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>東京都難病 相談・支援 センター</th> <th>東京都多摩 難病相談・ 支援室</th> <th>東京都難病 ピア相談室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病療養相談 (電話・面接)</td> <td>日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病 相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する 情報提供を行います。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労相談 (電話・面接)</td> <td>難病患者就労コーディネーターが、就労に関する 悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、 必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介 が円滑に進むよう支援を行います。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病患者就職サポーター による出張相談</td> <td>ハローワーク飯田橋の難病患者就職サポーターが東京 都難病相談・支援センターにて出張相談を行います。 【相談日】毎月第3金曜日午前10時から午後5時</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病情報資料の提供</td> <td>難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できま す。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具展示</td> <td>用具について説明を受けることができます。</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>難病医療相談会</td> <td>専門医による個別相談(原則お一人につき30分程度)を 行います。</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病医療講演会</td> <td>専門医による疾病別の講演会を行います。</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>疾病別ピア相談</td> <td>日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員 (難病患者・家族)が対応します。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>難病患者・家族の交流会</td> <td>患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行 います。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>患者及び患者会等の 自主活動への支援</td> <td>患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交 流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行いま す。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p>						事業内容		東京都難病 相談・支援 センター	東京都多摩 難病相談・ 支援室	東京都難病 ピア相談室	難病療養相談 (電話・面接)	日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病 相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する 情報提供を行います。	●	●		就労相談 (電話・面接)	難病患者就労コーディネーターが、就労に関する 悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、 必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介 が円滑に進むよう支援を行います。	●	●		難病患者就職サポーター による出張相談	ハローワーク飯田橋の難病患者就職サポーターが東京 都難病相談・支援センターにて出張相談を行います。 【相談日】毎月第3金曜日午前10時から午後5時	●			難病情報資料の提供	難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できま す。	●	●	●	日常生活用具展示	用具について説明を受けることができます。	●		●	難病医療相談会	専門医による個別相談(原則お一人につき30分程度)を 行います。	●			難病医療講演会	専門医による疾病別の講演会を行います。	●			疾病別ピア相談	日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員 (難病患者・家族)が対応します。			●	難病患者・家族の交流会	患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行 います。			●	患者及び患者会等の 自主活動への支援	患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交 流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行いま す。			●
事業内容		東京都難病 相談・支援 センター	東京都多摩 難病相談・ 支援室	東京都難病 ピア相談室																																																								
難病療養相談 (電話・面接)	日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病 相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する 情報提供を行います。	●	●																																																									
就労相談 (電話・面接)	難病患者就労コーディネーターが、就労に関する 悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、 必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介 が円滑に進むよう支援を行います。	●	●																																																									
難病患者就職サポーター による出張相談	ハローワーク飯田橋の難病患者就職サポーターが東京 都難病相談・支援センターにて出張相談を行います。 【相談日】毎月第3金曜日午前10時から午後5時	●																																																										
難病情報資料の提供	難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できま す。	●	●	●																																																								
日常生活用具展示	用具について説明を受けることができます。	●		●																																																								
難病医療相談会	専門医による個別相談(原則お一人につき30分程度)を 行います。	●																																																										
難病医療講演会	専門医による疾病別の講演会を行います。	●																																																										
疾病別ピア相談	日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員 (難病患者・家族)が対応します。			●																																																								
難病患者・家族の交流会	患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行 います。			●																																																								
患者及び患者会等の 自主活動への支援	患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交 流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行いま す。			●																																																								

ページと項目		訂正内容																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>東京都難病相談・支援センター</th> <th>東京都多摩難病相談・支援室</th> <th>東京都難病ピア相談室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病療養相談 (電話・面接)</td> <td>日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する情報提供を行います。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労相談 (電話・面接)</td> <td>難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病患者就職サポーターによる出張相談</td> <td>ハローワークの難病患者就職サポーターが出張相談を行います。 【相談日】 難病相談・支援センター：毎月第3金曜日午前10時から午後5時まで 多摩難病相談・支援室：奇数月第4水曜日、偶数月第4木曜日午後1時30分から午後4時30分まで</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病情報資料の提供</td> <td>難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具展示</td> <td>用具について説明を受けることができます。</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>難病医療相談会</td> <td>専門医による個別相談(1組30分程度)を行います。</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>難病医療講演会</td> <td>専門医によるテーマ別の講演会を行います。</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>疾病別ピア相談</td> <td>日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>難病患者・家族の交流会</td> <td>患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>患者及び患者会等の自主活動への支援</td> <td>患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行います。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>		事業内容		東京都難病相談・支援センター	東京都多摩難病相談・支援室	東京都難病ピア相談室	難病療養相談 (電話・面接)	日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する情報提供を行います。	●	●		就労相談 (電話・面接)	難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。	●	●		難病患者就職サポーターによる出張相談	ハローワークの難病患者就職サポーターが出張相談を行います。 【相談日】 難病相談・支援センター：毎月第3金曜日午前10時から午後5時まで 多摩難病相談・支援室：奇数月第4水曜日、偶数月第4木曜日午後1時30分から午後4時30分まで	●	●		難病情報資料の提供	難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。	●	●	●	日常生活用具展示	用具について説明を受けることができます。	●		●	難病医療相談会	専門医による個別相談(1組30分程度)を行います。	●	●		難病医療講演会	専門医によるテーマ別の講演会を行います。	●			疾病別ピア相談	日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。			●	難病患者・家族の交流会	患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。			●	患者及び患者会等の自主活動への支援	患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行います。			●		
事業内容		東京都難病相談・支援センター	東京都多摩難病相談・支援室	東京都難病ピア相談室																																																								
難病療養相談 (電話・面接)	日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病相談支援員が対応します。その他、公的手続等に関する情報提供を行います。	●	●																																																									
就労相談 (電話・面接)	難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。	●	●																																																									
難病患者就職サポーターによる出張相談	ハローワークの難病患者就職サポーターが出張相談を行います。 【相談日】 難病相談・支援センター：毎月第3金曜日午前10時から午後5時まで 多摩難病相談・支援室：奇数月第4水曜日、偶数月第4木曜日午後1時30分から午後4時30分まで	●	●																																																									
難病情報資料の提供	難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。	●	●	●																																																								
日常生活用具展示	用具について説明を受けることができます。	●		●																																																								
難病医療相談会	専門医による個別相談(1組30分程度)を行います。	●	●																																																									
難病医療講演会	専門医によるテーマ別の講演会を行います。	●																																																										
疾病別ピア相談	日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。			●																																																								
難病患者・家族の交流会	患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。			●																																																								
患者及び患者会等の自主活動への支援	患者同士の自主的な活動や地域住民と患者団体との交流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行います。			●																																																								
P40	1. 身体障害者手帳	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p>																																																										
	2. 愛の手帳	<p>【訂正前】障害の程度による1(重度)～4度(軽度)に区分されます。</p> <p>【訂正後】障害の程度による1(最重度)～4度(軽度)に区分されます。</p>																																																										
P41	2. 愛の手帳	<p>☆問合せ</p> <p>東京都児童相談センター</p> <p>【訂正前】 電話(5937)2314</p> <p>【訂正後】 電話(5937)2317</p>																																																										
P43	1. 心身障害者福祉手当 (区の制度)	<p>■支給方法</p> <p>【訂正前】4月、8月、12月の年3回</p> <p>【訂正後】申請をした日の属する月分から4月、8月、12月の年3回</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【訂正前】転入の方は本人の前年の所得が分かる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】転入の方は本人の個人番号、又は通知カードと身分証明書</p>																																																										
P44	2. 特別障害者手当(国の制度)	<p>■手当額</p> <p>【訂正前】 月額 27,350 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。)</p> <p>【訂正後】 月額 <u>28,840</u> 円(令和6年4月より。改定される場合もあります。)</p>																																																										

ページと項目		訂正内容
P45	3. 障害児福祉手当(国の制度)	<p>■手当額</p> <p>【訂正前】月額 14,880 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。)</p> <p>【訂正後】月額 <u>15,690</u> 円(令和6年4月より。改定される場合もあります。)</p>
P46	5. 難病患者福祉手当(区の制度)	<p>【訂正前】■手当額</p> <p>【訂正後】■支給制限</p> <p>■支給方法</p> <p>【訂正前】4月、8月、12月の年3回</p> <p>【訂正後】申請をした日の属する月分から4月、8月、12月の年3回</p>
P47	6. 特別児童扶養手当(国の制度)	<p>【訂正前】 ■■額(誤植)</p> <p>【訂正後】 手当額</p>
P53	3. 障害厚生年金・障害手当金(国の制度)	<p>☆ 直接の相談</p> <p>【訂正前】</p> <p>上野年金事務所 〒110-8660 台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル</p> <p>【訂正後】</p> <p>上野年金事務所 〒110-8660 台東区池之端1-2-18 <u>NDK</u> 池之端ビル</p>
P56	1. 心身障害者(児)医療費助成 <sup>㊦</sup>	<p>【訂正前】心身に障害のある方が、病院・診療所などで診療を受けたときに、窓口で支払うことになっている医療保険の自己負担分の一部を助成します。</p> <p>【訂正後】心身に障害のある方が、病院・診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている医療保険の自己負担分の一部を助成する<u>東京都の制度</u>です。</p> <p>■対象とならない方</p> <p>【訂正前】2.生活保護を受けている方</p> <p>【訂正後】2.生活保護や<u>中国残留邦人等支援給付</u>を受けている方</p> <p>■助成方法</p> <p>【訂正前】医療機関の窓口にて、マル障受給者証、健康保険証を提示すると、保険内の医療費が無料もしくは1割負担となります。※ただし、都外の病院などでは窓口で提示しても無料もしくは1割負担とならない場合があります。所定の手続きをすると返金されることがありますので、詳しくは下記までお問合せください。</p> <p>【訂正後】医療機関の窓口にて、マル障受給者証と健康保険証を提示すると、保険内の医療費が1割負担もしくは自己負担なしとなります。<u>ただし、入院時食事療養、生活療養標準負</u></p>

ページと項目		訂正内容																
		<p><u>担額は助成対象外です。※都外の病院などでは窓口で提示しても助成が受けられない場合があります。所定の手続きにより償還される場合がありますので、詳しくは下記までお問合せください。</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年の所得が分かる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の個人番号、又は通知カードと身分証明書</p>																
P57	2. 自立支援医療(更生医療)	<p>■費用</p> <p>【訂正前】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置 ※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置</p> <p>【訂正後】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和9年3月31日までの経過措置 ※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和9年3月31日までの経過措置</p>																
P61	8. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	<p>【訂正前】 サービス回数 4月から翌年3月の1年間に24回を超えない範囲で、月4回まで</p> <p>【訂正後】 サービス利用時間 4月(又は利用登録月)から翌年3月の期間で、144 時間を上限とする。</p>																
P66	15.産科医療保障制度	<p>【削除】■対象■保証金額の各項目の全記載内容</p> <p>【追加】</p> <p>■対象・補償内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)</th> <th>補償内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①</td> <td>2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合</td> <td>2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合</td> </tr> <tr> <td>在胎週数が <b>32週以上</b>で 出生体重が <b>1,400g以上</b>、 または 在胎週数が <b>28週以上</b>で<b>所定の要件を満たすこと</b></td> <td>在胎週数が <b>28週以上</b>であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>と</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="2">身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること</td> </tr> </tbody> </table> <p>総額 3,000万円</p> <p>■申請</p>	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容	①	2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	在胎週数が <b>32週以上</b> で 出生体重が <b>1,400g以上</b> 、 または 在胎週数が <b>28週以上</b> で <b>所定の要件を満たすこと</b>	在胎週数が <b>28週以上</b> であること		と	②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	
補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容																
①	2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合																
	在胎週数が <b>32週以上</b> で 出生体重が <b>1,400g以上</b> 、 または 在胎週数が <b>28週以上</b> で <b>所定の要件を満たすこと</b>	在胎週数が <b>28週以上</b> であること																
		と																
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること																	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること																	

ページと項目	訂正内容
	<p>【訂正前】 補償申請期限は満5歳の誕生日までです。</p> <p>【訂正後】 補償申請ができる期間は、<u>お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで</u>です。</p>
P67	<p>1. 補装具の購入・修理等</p> <p>【訂正前】1.補装具の購入・修理等</p> <p>【訂正後】1.補装具費の支給</p> <p>【訂正前】身体障害(難病を含む)がある方の日常生活を容易にするため、補装具の購入や修理・借受けに要する費用を助成します。補装具を購入・修理・借受けする前に、申請が必要です。</p> <p>補装具の種目によって、指定医師の意見書又は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。18歳未満の児童の場合は指定医師又は育成医療の指定機関の意見書により区が判定します。</p> <p>【訂正後】身体障害(難病を含む)のある方の日常生活を容易にするため、補装具の購入や修理・借受けに要する費用を助成します。補装具を購入・修理・借受けする前に申請が必要です。</p> <p>補装具の種目によって、指定医師の意見書又は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。18歳未満の児童の場合は、<u>指定医師又は指定育成医療機関の意見書により判定に代えることができます。</u></p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等(対象疾患はP156 参照。必要性を認められたかたのみ)ただし、介護保険、労災、船員保険、厚生年金保険など、他の制度で貸与・給付される場合には、そちらが優先されます。また、治療用装具は対象外です。加入している医療保険の保険者にご相談ください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>・<u>身体障害者手帳をお持ちの方</u></p> <p>・<u>難病患者等で判定等により必要性を認められた方(対象疾患はP156 参照)</u></p> <p>ただし、介護保険、労災、保険などの、他の制度で貸与・給付される場合は、そちらが優先されます。また、治療用装具は対象外です。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳、印鑑(スタンプ印不可)、個人番号</p> <p>【訂正後】<u>身体障害者手帳(難病患者等の方は特定疾病医療受給者証等)</u></p> <p><u>※転入の方は個人番号、又は通知カードと身分証明書</u></p>

ページと項目	訂正内容											
	<p>■補装具の種目</p> <p>視覚障害者(児)</p> <p>【訂正前】盲人安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡</p> <p>【訂正後】<u>視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡</u></p> <p>肢体不自由者(児)</p> <p>【訂正前】義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、意思伝達装置、歩行器、車いす、電動付車いす、歩行補助つえ(1本杖を除く)、18歳未満の児童は座位保持いす、起立保持具等</p> <p>【訂正後】<u>車いす※1、電動車いす※1、歩行器※1・2、歩行補助つえ(一本杖を除く)※1、意思伝達装置※2、義手※2、義足※2、上肢装具※2、下肢装具※2、体幹装具※2、座位保持装置※2、18歳未満の児童は座位保持いす※2、起立保持具等</u></p> <p>【訂正前】</p> <p>※ については、介護保険のサービスを利用できる方は介護保険が優先されます。</p> <p>なお、義肢、装具、座位保持装置の一部、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持いすは借受けできる場合があります。</p> <p>【訂正後】</p> <p><u>※1の種目については、介護保険サービスを利用できる方は介護保険が優先されます。</u></p> <p><u>※2の種目については、借り受けできる場合があります。</u></p> <p>■費用</p> <p>【訂正前】</p> <p>利用金額の10%、ただし住民税非課税世帯は無料</p> <p>・負担上限月額が設けられています。</p> <p>・区民税所得割の納付額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外</p> <table border="1" data-bbox="549 1722 1211 1919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯の収入状況</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>住民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>住民税課税世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の範囲について</p>	区分	世帯の収入状況	負担上限月額	生活保護	生活保護受給世帯	0円	低所得	住民税非課税世帯	一般	住民税課税世帯	37,200円
区分	世帯の収入状況	負担上限月額										
生活保護	生活保護受給世帯	0円										
低所得	住民税非課税世帯											
一般	住民税課税世帯	37,200円										

ページと項目	訂正内容														
	<p>18歳以上の方については、住民基本台帳の世帯にかかわらず、本人及び配偶者を同一世帯とし、18歳未満の方については、住民基本台帳の世帯で区民税所得割を算定します。</p> <p>【訂正後】  <u>基準額の範囲内でかかった費用の1割</u>  <u>・生活保護世帯・住民税非課税世帯は自己負担なし</u>  <u>・負担上限月額が設けられています。</u></p> <table border="1" data-bbox="549 667 1439 869"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯の収入状況</th> <th>利用者負担割合</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護世帯</td> <td rowspan="2">＝</td> <td rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>住民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>住民税課税世帯</td> <td>1割</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の範囲について、18歳以上の方は、住民基本台帳の世帯にかかわらず、本人及び配偶者を同一世帯とし、18歳未満の方は、住民基本台帳の世帯で区民税所得割を算定します。</p> <p>※所得制限について  対象者が18歳以上の場合、世帯範囲のうち区民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外となります(18歳未満の児童の場合は、補装具費支給に関する所得制限はありません)。</p>	区分	世帯の収入状況	利用者負担割合	負担上限月額	生活保護	生活保護世帯	＝	0円	低所得	住民税非課税世帯	一般	住民税課税世帯	1割	37,200円
区分	世帯の収入状況	利用者負担割合	負担上限月額												
生活保護	生活保護世帯	＝	0円												
低所得	住民税非課税世帯														
一般	住民税課税世帯	1割	37,200円												
P68	<p>2. 日常生活用具の給付</p> <p>■手続きに必要なもの  【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>7 拡大読書器 その他の要件  【訂正前】 本装置により<u>文字</u>を読むことが可能になる方  【訂正後】 本装置により<u>文字・画像情報等</u>を読むことが可能になる方</p>														
P69	<p>2. 日常生活用具の給付</p> <p>聴覚障害(聴覚・音声・言語機能障害)の手帳の交付を受けている方  【訂正前】 10 ガス安全システム  【訂正後】 10 ガス安全システム ●  ●・・・設置工事代は対象外です。</p> <p>肢体不自由・平衡機能障害の手帳の交付を受けている方  5 歩行支援用具 種目  【訂正前】歩行支援用具  【訂正後】<u>移動・移乗支援用具</u></p> <p>18 設備改善 ★ 種目、その他の要件</p>														

ページと項目		訂正内容																				
		<p>【訂正前】18 設備改善 ★ 軽度の工事を伴う住宅改修</p> <p>【訂正後】18 設備改善(小規模改修) ★ 軽度の工事を伴う住宅改修(詳細は4.住宅設備改善費の給付(P72)を参照)</p> <p>21 パルスオキシメーター その他の要件</p> <p>【訂正前】人工呼吸器の装着を必要とする方</p> <p>【訂正後】人工呼吸器の装着を必要とする方又は在宅酸素療法を行っており、医師の意見書により必要と認められる方</p>																				
P70	2. 日常生活用具の給付	<p>呼吸器機能障害の手帳の交付を受けている方</p> <p>6 パルスオキシメーター その他の要件</p> <p>【訂正前】人工呼吸器の装着を必要とする方</p> <p>【訂正後】人工呼吸器の装着を必要とする方又は在宅酸素療法を行っており、医師の意見書により必要と認められる方</p> <p>【追加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種目</th> <th>障害程度</th> <th>年齢</th> <th>その他の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>正弦波インバーター発電機</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ポータブル電源(蓄電池)</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>DC/ACインバーター(カーインバーター)</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7、8、9は併給不可</p> <p>下記の種目は障害内容・等級・その他の要件が該当すれば対象となります</p> <p>【削除】8 福祉電話</p>		種目	障害程度	年齢	その他の要件	7	正弦波インバーター発電機	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方	8	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方	9	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方
	種目	障害程度	年齢	その他の要件																		
7	正弦波インバーター発電機	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
8	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
9	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
P71	2. 日常生活用具の給付	<p>難病患者等の方</p> <p>3 歩行支援用具 種目</p> <p>【訂正前】歩行支援用具</p> <p>【訂正後】移動・移乗支援用具</p>																				
P71	3. 中等度難聴児発達支援事業(補聴器等購入費の助成)	<p>【訂正前】中等度難聴児発達支援事業(補聴器購入費の助成)</p> <p>【訂正後】中等度難聴児発達支援事業(補聴器等購入費の助成)</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳の交付対象とならない(補装具としての補聴器が交付されない)中等度難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。希望される方は事前にご相談ください。購入前に申請が必要です。</p>																				

ページと項目	訂正内容
	<p>【訂正後】身体障害者手帳の交付対象とならない(補装具としての補聴器が交付されない)中等度難聴児に対して、補聴器等の購入費用の一部を助成します。希望される方は事前にご相談ください。購入前に申請が必要です。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】※ただし、同一世帯に区民税所得割の納税額が46万円以上の方がいる世帯、申請前に補聴器を購入した場合を除く。</p> <p>【訂正後】※ただし、申請前に補聴器等を購入した場合を除く。</p> <p>■助成額</p> <p>【訂正前】また、補聴器の購入費用が下記の基準額以上の場合、超過分は自己負担になります。</p> <p>【訂正後】また、補聴器等の購入費用が下記の基準額以上の場合、超過分は自己負担になります。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>■ 基準額</p> <p>【訂正前】 137,000円(補聴器1台あたり) ※原則片耳への支給になりますが、教育上、生活上特に必要があり有効と認められる場合は両耳に支給します。 ※修理費、付属品にかかる費用は対象外です。</p> <p>【訂正後】 144,900円(補聴器1台あたり) ※原則片耳への支給になりますが、教育上、生活上特に必要があり有効と認められる場合は両耳に支給します。 ※修理にかかる費用は対象外です。 ※付属品の基準額についてはお問合せください。</p>
P72	<p>4.住宅設備改善費の給付</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>■対象種目(小規模改修)</p>

ページと項目	訂正内容										
P73 6. 紙おむつ購入補助券の支給	<p>【削除】※特殊便器への取替えは上肢1・2級</p> <p>【訂正前】在宅区民の方で、おむつを必要とする方に区内の薬業協同組合加盟店で利用可能な購入補助券を支給します。 ※支給量は申請時に介護状況や使用量を調査させていただき、必要度に応じて決定します。※ストマ紙おむつとの併給は不可です。</p> <p>【訂正後】おむつを必要とする方に区内の薬業協同組合加盟店で利用可能な購入補助券を支給します。 ※支給量は申請時に介護状況や使用量を調査させていただき、必要度に応じて決定します。※<u>日常生活用具(紙おむつ)</u>との併給はできません。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】 3歳以上65歳未満で、次のどちらかに該当する方 1.身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度をお持ちで、紙おむつが必要と認められる在宅の方(65歳未満で介護保険の介護認定を受けている方は高齢福祉課で支給) 2.二分脊椎症により、直腸・ぼうこう機能障害をもち、高度の排便・排尿障害がある在宅の方</p> <p>【訂正後】 <u>在宅の3歳以上65歳未満で、次のいずれかに該当し、紙おむつが必要と認められる方(65歳未満で介護保険の介護認定を受けている方は高齢福祉課で支給)</u> 1.身体障害者手帳をお持ちで、以下の表のいずれかに該当する方</p> <table border="1" data-bbox="603 1317 1458 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.愛の手帳をお持ちで、その程度が1・2度の方</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】印鑑(スタンプ印不可)</p>		障害程度	1	肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方	2	心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方	3	その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方	4	二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方
	障害程度										
1	肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方										
2	心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方										
3	その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方										
4	二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方										

ページと項目		訂正内容
P73	7. 寝具乾燥・消毒サービス	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P74	8. 訪問入浴サービス	<p>【訂正前】自宅での入浴が困難な重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供しています。入浴の際、家族などの立会いが必要になります。</p> <p>【訂正後】自宅での入浴が困難な重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。入浴の際、家族などの立会いが必要になります。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】家族又は介護人による介助だけでは入浴が困難な方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>【訂正後】家族又は介護人による介助だけでは入浴が困難な<u>65歳未満</u>の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>■対象とならない方</p> <p>【追加】5.他の制度の利用により入浴可能な方</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】※転入の方は世帯全員の前年の所得がわかる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】※転入の方は世帯全員の(非)課税証明書。申請する月により必要な(非)課税証明書の年度が異なりますので、下記までお問合せください。</p>
P76	⑦日常生活の援助	<p>&lt;新規&gt;</p> <p>13. 図書宅配サービス</p> <p>図書館へ来館することが困難な方へ、台東区立図書館所蔵の本や CD をお届けする「宅配サービス」を行っています。</p> <p>【利用対象者】</p> <p>台東区内在住で、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の等級に該当する方</p> <p>①下肢・体幹・移動機能障害 1～2 級</p> <p>②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1・3 級</p> <p>③免疫・肝臓機能障害 1～3 級</p> <p>(2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、区分が要介護 <u>1～5</u> の方</p>

ページと項目	訂正内容																
	<p>【利用できる資料】</p> <table border="1" data-bbox="587 336 1394 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸出点数</th> <th>予約点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書・雑誌</td> <td>7冊まで</td> <td>5冊まで</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>CD</td> <td>2点まで</td> <td>2点まで</td> <td>※配送及び</td> </tr> <tr> <td>DVD・ビデオ</td> <td>1点まで</td> <td>1点まで</td> <td>返送の日数含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般の利用登録をした場合と、貸出・予約点数及び貸出期間が異なります。  ※一般の利用登録と併用はできません。  ※登録方法等、詳細については下記までお問合せください。</p> <p>■お問合せ先  台東区立中央図書館 障害者サービス担当  〒111-8621 東京都台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター1・2階  電話:(5246)5911 FAX:(5246)5914</p>		貸出点数	予約点数	貸出期間	図書・雑誌	7冊まで	5冊まで	30日	CD	2点まで	2点まで	※配送及び	DVD・ビデオ	1点まで	1点まで	返送の日数含む
	貸出点数	予約点数	貸出期間														
図書・雑誌	7冊まで	5冊まで	30日														
CD	2点まで	2点まで	※配送及び														
DVD・ビデオ	1点まで	1点まで	返送の日数含む														
P77	<p>2. 身体障害者生活ホーム  「フロム千束」(福祉ホーム)</p> <p>【訂正前】 ■申請方法(一つ目)  【訂正後】 ■対象</p>																
P78	<p>4. 都営住宅</p> <p>■ 家族向住宅(ポイント方式)  【訂正前】  ・精神障害者保健福祉手帳1・2級  【訂正後】  ・精神障害者保健福祉手帳1・2級(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)</p> <p>■ 単身者用車いす使用者向住宅(抽せん方式)  【訂正前】  ・戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上  【訂正後】  ・戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上 など</p> <p>■ 単身者向住宅(抽せん方式)  【訂正前】  ・精神障害者保健福祉手帳1～3級  【訂正後】  ・精神障害者保健福祉手帳1～3級障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)</p>																
P79	<p>5. 都営住宅使用料の減免</p> <p>【訂正前】  ※収入が一定基準以下の世帯の場合に家賃の減額が受けられます。  【訂正後】</p>																

ページと項目		訂正内容
		<p>※都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の世帯の場合に家賃の減額が受けられます。</p> <p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】</p> <p>東京都住宅供給公社 お客さまセンター</p> <p>電話 0570(03)0071</p> <p>上記の番号がご利用できない方・携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちらへ</p> <p>電話(6812)1171</p> <p>【訂正後】</p> <p>JKK東京(東京都住宅供給公社)お客さまセンター</p> <p>電話 0570(03)0071</p> <p>ナビダイヤルがご利用できない方・携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちらへ</p> <p>電話(6279)2652</p>
P87	3. 緊急一時保護(区の制度)	<p>【訂正前】「ほおずきの家・ポテトの家」</p> <p>【訂正後】「<u>ほおずきの家</u>」</p> <p>■利用時間・利用費用</p> <p>【訂正前】</p> <p>1.1単位・・・450円</p> <p>2.2単位・・・900円</p> <p>3.1日単位・・・1,800円</p> <p>【訂正後】</p> <p>1.1単位・・・<u>690円</u></p> <p>2.2単位・・・<u>1,380円</u></p> <p>3.1日単位・・・<u>2,760円</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P89	2. 移動支援	<p>【訂正前】社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援を行います。</p> <p>【訂正後】社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出(<u>移動支援</u>)、及び通学時の送迎に係る外出(<u>通学支援</u>)の支援を行います。</p> <p>■対象</p>

ページと項目		訂正内容
		<p>【訂正前】屋外での活動に著しい制限のある、知的障害者(児)、脳性まひなど全身性障害者(児)、精神障害者、難病患者等</p> <p>【訂正後】</p> <p>【移動支援】屋外での活動に著しい制限のある、知的障害者(児)、脳性まひなど全身性障害者(児)、精神障害者、難病患者等</p> <p>【通学支援】<u>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、保護者又は家族の就労・病気・出産等の理由により、送迎が困難と認められる児童・生徒</u></p> <p>■利用方法</p> <p>【訂正前】※申請から支給決定までに1か月ほどかかります。</p> <p>【訂正後】※申請から支給決定までに<u>2か月</u>ほどかかります。</p>
P89 ~90	3.通学支援	削除(移動支援に事業統合したため)
P90	4.盲ろう者向け通訳・介助者派遣	<p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-32-6コスモス浅草橋酒井ビル2階 電話(3864)7003 FAX(3864)7004</p> <p>【訂正後】〒162-0832 東京都新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階 電話(6228)1282 FAX(6228)1283</p>
P90	5.手話通訳者の派遣	<p>■費用</p> <p>【削除】また、台東区外派遣の場合は、通訳者の交通費は利用者負担となります。</p>
P92	1.福祉タクシー	<p>【訂正前】1か月あたり3,500円相当</p> <p>【訂正後】1か月あたり<u>4,000円</u>相当</p> <p>■対象</p> <p>【追加】<u>※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年の所得が分かる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の<u>個人番号、又は通知カードと身分証明書</u></p>
P92	2.自動車燃料費の助成	<p>■対象</p> <p>【追加】<u>※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。</u></p>

ページと項目		訂正内容
		<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】2. 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P94	5. 補助犬の給付	<p>■対象</p> <p>【訂正前】次のすべての要件に該当する方</p> <p>1. 区内に居住する満 18 歳以上の在宅の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>6. 社会活動への参加に効果があると認められる方</p> <p>【訂正後】区内に居住する満 18 歳以上の在宅の方で、次のすべての要件に該当する方</p> <p>1. 希望する補助犬に応じた、以下の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>6. 補助犬の給付を受けることにより、社会活動への参加に効果があると認められる方</p> <p>■費用</p> <p>【訂正前】無料。飼育費などは自己負担</p> <p>【訂正後】無償。ただし、給付された補助犬の飼育、管理、治療費等に係る一切の経費は自己負担となります。</p> <p>■その他</p> <p>【訂正前】・申請前に補助犬訓練事業者と相談するなどの要件がありますので、申請前にお問合せください。</p> <p>【訂正後】・あらかじめ補助犬訓練事業者に給付相談を行うなどの要件がありますので、申請前にお問合せください。</p>
P94	6. 福祉車両(スロープ付自動車)の貸出	<p>【追加】</p> <p>(一般的な車いすでの利用を想定しているため、車いすの形状によっては利用できない場合があります。)</p>
P95	1. 台東区立中央図書館	<p>【訂正前】「DAISY(デジタル録音資料)」</p> <p>【訂正後】「<u>DAISY(デジタル録音図書)</u>、<u>マルチメディア DAISY(デジタル図書)</u>」</p>
P95	2. 点字図書館	<p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】日本盲視覚障害者連合団体 点字図書館</p> <p>【訂正後】日本視覚障害者連合団体 点字図書館</p>
P96	2. 行政だより(点字・録音)	<p>1. 「広報東京都」</p> <p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】東京都生活文化局 広報広聴部 広報課</p> <p>【訂正後】東京都政策企画局 戦略広報部 戦略広報課</p>

ページと項目		訂正内容
P97	4. 聴覚障害者用DVD・ビデオ・聴覚障害関係図書等の貸出・各種講座の開催	<p>Eメール</p> <p>【訂正前】1・2・3については 4については</p> <p>【訂正後】①・②・③については ④については</p>
P97	2. 東京手話通訳等派遣センター	<p>■ 貸出機器</p> <p>【訂正前】OHP(オーバーヘッドプロジェクター)</p> <p>【訂正後】OHP(オーバーヘッドカメラ)</p> <p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】 電話(3352)3359 Eメール yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp</p> <p>【訂正後】 電話(3352)3335 Eメール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp</p>
P99	1. 聴覚障害者用110番通報	<p>タイトル</p> <p>【訂正前】聴覚障害者用110番通報</p> <p>聴覚や言語に障害がある方や音声による通報が困難な方が、事件や事故にあったとき、携帯電話から文字による110番通報ができます。</p> <p>【訂正後】110番アプリシステム</p> <p>聴覚に障害のある方など音声による通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。</p> <p>■スマートフォン</p> <p>【訂正前】</p> <p>iPhoneの方はAppStoreで、Androidの方はPlayストアで「警視庁110番サイト」を検索して「警視庁110番サイト通報アプリ」をインストールして通信してください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>iPhoneの方はApp Storeで、Androidの方はGoogle Playで、「110番アプリ」をインストールしてください。</p> <p>■携帯電話</p> <p>【訂正前】</p> <p>NTTドコモ(i-mode)、au(EZweb)、ソフトバンク(Yahoo!ケータイ)、Y!モバイルのインターネット接続機能で、http://mpd110.jp/にアクセスしてください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>インターネット接続機能で、「https://mobile110.npa.go.jp」にアクセスしてください。</p>

ページと項目		訂正内容
		<p>【訂正前】</p> <p>※言語あるいは聴覚に障害のある人や音声による通報が困難な人専用であり、東京都内で発生した事件、事故に限ります。</p> <p>【訂正後】</p> <p>※音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。</p>
P101	1. 視覚障害者に対する相談・訓練事業	<p>【訂正前】</p> <p>2. 訪問訓練(歩行・日常生活・点字)</p> <p>3. パソコン教室(通所)</p> <p>【訂正後】</p> <p>2. 訪問訓練(歩行・日常生活・点字・スマートフォン)</p> <p>3. <u>スマホ</u>・パソコン教室(通所)</p> <p>☆問合せ</p> <p>【追加】スマホ・パソコン教室直通電話 (3208)9070(月・水・金)</p>
P101	2. 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	<p>【訂正前】</p> <p>日常生活に必要な情報(図書館や点字図書館で取り扱わない簡単な文書に限る)の点訳・墨訳又は対面朗読サービスを提供しています。利用料は無料です。</p> <p>■ 利用方法</p> <p>事前に来館日の予約が必要です。</p> <p>【訂正後】</p> <p>日常生活上必要とする情報(図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等)の点訳・墨訳、対面朗読(ファックスによる電話朗読も含む)を行います。詳しくはお問合せください。要予約。</p> <p>■費用</p> <p>無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体(USB や CD 外)をご持参ください。</p>
P102	3. 聴覚障害者のための相談・情報提供	<p>【訂正前】</p> <p>生活、職業、精神保健福祉、聞こえや補聴器など聴覚障害全般についての相談。家族や職場などの関係者からの相談にも対応。相談は無料です。</p> <p>【訂正後】</p> <p>生活、職業、聞こえや補聴器など聴覚障害全般についての相談。家族や職場などの関係者からの相談にも対応。相談は無料です。</p>
P102	4. 東京聴覚障害者自立支援センター	<p>【訂正前】</p> <p>4. 東京聴覚障害者自立支援センター</p> <p>①指定特定相談支援事業</p> <p>②就労移行支援事業 RONA スクール</p> <p>☆ 問合せ</p>

ページと項目		訂正内容
		<p>東京聴覚障害者自立支援センター</p> <p>【訂正後】</p> <p>4. 東京聴覚障害者支援事業所</p> <p>①指定特定相談支援事業(東京聴覚障害者支援事業所 RONA プラン)</p> <p>②就労移行支援事業(東京聴覚障害者支援事業所 RONA スクール)</p> <p>☆ 問合せ</p> <p>東京聴覚障害者支援事業所</p>
P103	5. 中途失聴者・難聴者手話講習会	<p>■ 申込</p> <p>【訂正前】広報東京都や都の HP でお知らせします。</p> <p>【訂正後】<u>都の広報物</u>や HP でお知らせします。</p> <p>☆ 問合せ</p> <p>【訂正前】東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当</p> <p>【訂正後】東京都福祉局 障害者施策推進部 <u>企画課</u> 社会参加推進担当</p>
P103	6. 東京都盲ろう者支援センター	<p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-32-6コスモス浅草橋酒井ビル2階 電話(3864)7003 FAX(3864)7004</p> <p>【訂正後】〒162-0832 東京都新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階 電話(6228)1282 FAX(6228)1283</p>
P105	5. 吃音者発声訓練	<p>【訂正前】</p> <p>また、吃音をもつ小中高校生と保護者を支援する、中高校生の吃音のつどい事業も行っています。</p> <p>【訂正後】</p> <p>女性のためのグループワークや相談会も実施しております。</p> <p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】</p> <p>FAX(3942)9438</p> <p>ホームページ <a href="http://tokyo-gennyukai.jimbo.com/">http://tokyo-gennyukai.jimbo.com/</a></p> <p>【訂正後】</p> <p>FAX削除</p> <p>ホームページ <a href="https://tokyo-gennyukai.jimbo.com/">https://tokyo-gennyukai.jimbo.com/</a></p>
P106	6. 喉頭摘出者発声訓練	<p>■ 費用</p> <p>【訂正前】入会金 10,000円 年会費 3,000円 (教材費は自己負担)</p> <p>【訂正後】参加費無料</p>

ページと項目	訂正内容
P110 ～111 4.東京都重度身体障害者 在宅パソコン講習事業	<p>■対象</p> <p>【訂正前】 都内在住、外出困難で、情報処理の在宅学習に意欲があり、高校卒業程度の学力を有する身体障害者手帳1～3級の人(1日4～6時間、週4日以上学習できる人)</p> <p>【訂正後】 都内在住の身体障害者手帳1～3級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方(時間等についてはご相談下さい)。</p> <p>■訓練内容</p> <p>【訂正前】 就職に必要なコンピュータの基礎知識をインターネットなどにより習得し、コミュニケーションや在宅就労を促進する。講習期間2年。年間60,000円</p> <p>【訂正後】 在宅就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により、効率よく在宅で学ぶ。講習期間は2年間、費用は無料。</p> <p>社会福祉法人 東京コロニー 所在地 【訂正前】〒170-0005 豊島区南大塚3丁目43-11 福祉財団ビル6階 【訂正後】〒164-0001 東京都中野区中野 5-3-32 ※電話番号・FAX 番号 変更なし</p>
P111 6. 重度障害者等就労支援 事業	<p>&lt;新規&gt;</p> <p>就労時に支援が必要な方に対して、障害者総合支援法上の各種障害福祉サービス(重度訪問介護・行動援護・同行援護)と同等の支援を行います。</p> <p>■対象</p> <p>(1)民間企業に雇用されている方 1週間の所定労働時間が10時間以上の方(就労継続支援A型事業所の利用者を除く)。ただし、所定労働時間10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが区で確認できた場合には対象となります。</p> <p>(2)自営業者等の方 当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれ、従事する時間が1週間のうち10時間以上である方(国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く)。</p> <p>■費用 原則、サービスにかかる費用の10%(住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)</p>

ページと項目		訂正内容
		<p>※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています。(P23)</p> <p>■ 申請 申請手続きについては下記にお問合せください。</p> <p>☆問合せ 障害福祉課 区役所2階10番窓口 電話(5246)1202~3 FAX(5246)1179</p>
P.118	1.水道・下水料金の免除	<p>■ 申込方法 水道局の窓口で申請する場合 【削除】印鑑、あれば水道料金の請求書又は「検針票」 郵送で申請する場合 【削除】押印</p>
P119	2. NHK受信料の減額・免除	<p>■ 証明書の発行 戦傷病者 【訂正前】 東京都福祉保健局 生活福祉部 計画係 電話(5320)4076 【訂正後】 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 電話(5320)4078</p> <p>☆問合せ 【訂正前】 証明書送付先 NHK上野営業センター 〒110-8766 台東区東上野 5-1-5 日新上野ビル 3 階 電話(3845)8830 【訂正後】 証明書送付先 NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 新宿オークタワー27 階 電話(3343)1045 FAX(6705)5403</p>
P120	4. 青い鳥郵便葉書の無料配布	<p>【訂正前】 4. 青い鳥郵便葉書の無料配布 年に一度、重度の身体障害・知的障害のある方に、青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。</p> <p>■ 対象 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の表記がある方</p> <p>■ 内容 青い鳥をデザインした封筒に通常郵便葉書20枚を封入したものを無料で配布します。 毎年4月から5月頃に申込みを受け付けています。</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>【訂正後】</p> <p>4. 青い鳥郵便葉書の無償配付</p> <p>年に一度、重度障害のある方、重度の知的障害がある方で、ご希望をいただいた場合に、無償で葉書を配付しております。</p> <p>■ 対象</p> <p>身体障害者手帳1・2級、愛の手帳(療育手帳)Aまたは1・2度の方</p> <p>■ 内容</p> <p>受付期間、配付期間ともに 4月～5月</p> <p>※詳細は例年3月頃に決定、周知されます。</p> <p>■ 申込方法</p> <p>郵便局に備え付けの「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)と一緒に受付期間内に提出してください。</p> <p>配付開始日以降、郵送にてお届けします。</p> <p>詳細については、日本郵便株式会社の Web サイト (<a href="https://www.post.japanpost.jp">https://www.post.japanpost.jp</a>) をご確認ください</p>
P122	<p>2. 都営交通(電車、バス、地下鉄)無料・割引</p> <p>障害の区分</p> <p>【訂正前】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者)</p> <p>【訂正後】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当等受給者)</p> <p>申請窓口【手続きに必要な物】</p> <p>【訂正前】</p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか</p> <p>&lt;更新&gt;</p> <p>1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか</p> <p>【訂正後】</p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書のいずれか</p> <p>&lt;更新&gt;</p> <p>1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書のいずれか</p>
P124	<p>6. 有料道路の割引</p> <p>【訂正前】障害者手帳の備考欄に有料道路割引に係る証明スタンプが必要です。</p> <p>【訂正後】障害者手帳の備考欄に有料道路割引に係る<u>証明シール</u>が必要です。</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>【訂正前】■対象</p> <p>【訂正後】■対象となる障害者の範囲</p> <p>【追加】3. <u>身体障害者手帳をお持ちの方が事前登録されていない車を自ら運転する場合、また第1種の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方が事前登録されていない車に同乗する場合</u></p> <p>【削除】※1人につき1台の登録制です(代車やレンタカー、軽トラック、営業車、会社名義の車などは対象になりません)</p> <p>【追加】</p> <p>■対象となる自動車の範囲</p> <p>事前登録ができる自動車…乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車</p> <p>事前登録ができない自動車…親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー及び福祉有償運送車両</p> <p>※ETC無線通行で本割引の適用を希望される場合は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要です。</p> <p>※自動車を保有していない方も本割引を利用できます。</p> <p>※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。</p> <p>■利用方法</p> <p>【訂正前】</p> <p>ETCを利用しない場合：一般レーンにて料金所係員に手帳を提示</p> <p>ETCを利用する場合：ETCレーンを通過</p> <p>【訂正後】</p> <p><u>事前登録する場合…(ETCを利用する)ETCレーンを通過</u></p> <p><u>_____ (ETCを利用しない)一般レーンにて料金所係員に手帳を提示</u></p> <p><u>事前登録しない場合…ETC車、非ETC車のいずれも、一般レーンにて料金所係員に手帳を提示</u></p> <p><u>※事前登録されていない自動車は、ETC無線通行では本割引を受けることはできません。</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【追加】</p> <p>(福祉担当窓口で申請)</p> <p>【訂正前】2. 車検証</p>

ページと項目	訂正内容								
	<p>【訂正後】2. 車検証(自動車を事前登録する場合)</p> <p>【訂正前】5. ETCセットアップ証明書(ETCを利用する方のみ)  ※ETCをご利用の場合は、障害福祉課で証明した申請書をお客様に有料道路ETC割引登録係まで郵送して頂きます。(封筒は窓口に用意してあります。)</p> <p>【訂正後】5. ETCセットアップ証明書(ETCを利用する方のみ)  <u>※電子車検証の場合、申請者が保有する電子機器(スマートフォン等)の車検証閲覧アプリで読み取った車検証情報を窓口で提示(電子機器がない場合は「自動車検査証記録事項」を提示)</u>  ※ETCをご利用の場合は、障害福祉課で証明した申請書をお客様に有料道路ETC割引登録係まで郵送して頂きます。(封筒は窓口に用意してあります。)</p> <p>【追加】  6. 割賦契約書又はリース契約書(割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合のみ)</p> <p>【追加】  (オンライン申請)  ETC無線通行をご利用の場合は、オンライン申請が可能です。  <u>※オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。</u>  オンライン申請受付サイト【「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」】  <a href="https://www.expressway-discount.jp">https://www.expressway-discount.jp</a></p>								
P126	<p>2.自動車運転免許の無料教習</p> <p>【削除】項目ごと削除</p>								
P128	<p>5. 駐車禁止等除外標章の交付</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】</p> <table border="1" data-bbox="549 1585 1468 1877"> <tr> <td data-bbox="549 1585 759 1682">愛の手帳</td> <td data-bbox="759 1585 1468 1682">1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1682 759 1778">精神障害者 保健福祉手帳</td> <td data-bbox="759 1682 1468 1778">1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1778 759 1877">小児慢性特定疾病 児童手帳</td> <td data-bbox="759 1778 1468 1877">(色素性乾皮症の認定を受けている方)</td> </tr> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1" data-bbox="549 1928 1468 2011"> <tr> <td data-bbox="549 1928 759 2011">愛の手帳</td> <td data-bbox="759 1928 1468 2011">1度又は2度</td> </tr> </table>	愛の手帳	1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)	精神障害者 保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)	小児慢性特定疾病 児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)	愛の手帳	1度又は2度
愛の手帳	1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)								
精神障害者 保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)								
小児慢性特定疾病 児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)								
愛の手帳	1度又は2度								

ページと項目		訂正内容													
		<table border="1"> <tr> <td>精神障害者 保健福祉手帳</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>小児慢性特定疾病 医療受給者証</td> <td>色素性乾皮症の認定を受けている方</td> </tr> </table>	精神障害者 保健福祉手帳	1 級	小児慢性特定疾病 医療受給者証	色素性乾皮症の認定を受けている方									
精神障害者 保健福祉手帳	1 級														
小児慢性特定疾病 医療受給者証	色素性乾皮症の認定を受けている方														
		<p>■申請</p> <p>1.申請者</p> <p>【訂正前】申請は、申請者である身体障害者等本人です。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は原則として、申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族を申請代理人とすることができます。</p> <p>【訂正後】 申請は、申請者である身体障害者等本人です。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は原則として、申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族、<u>東京都パートナーシップ宣言による証明を受けた相手方を申請代理人として申請することができます。</u></p> <p>2.申請窓口</p> <p>【訂正前】受付時間は、月～金曜の平日の午後 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>【訂正後】受付時間は、月～金曜の平日の午後 8 時 30 分から<u>午後 4 時 30 分</u>まで</p> <p>☆問合せ 内線 【訂正前】52615 【訂正後】54706</p>													
P129	5. 駐車禁止等除外標章の交付	<p>■申請 3.申請書類</p> <p>【削除】・代理申請又は代筆の場合は申請者本人の押印が必要です。</p> <p>【追記】 問合せ ※5上野警察署</p>													
P129	6.自動車事故被害者の方への支援	<p>【訂正前】 独立行政法人 自動車事故対策機構、NASVA</p> <p>【訂正後】 独立行政法人 自動車事故対策機構(<u>ナスバ</u>)、<u>ナスバ</u></p> <p>■支給金額</p> <p>【訂正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>特 I 種</td> <td>82,810円～209,430円</td> </tr> <tr> <td>常時要介護</td> <td>I 種</td> <td>70,790円～165,150円</td> </tr> <tr> <td>随時要介護</td> <td>II 種</td> <td>35,400円～82,580円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p>		種別		金額	最重度	特 I 種	82,810円～209,430円	常時要介護	I 種	70,790円～165,150円	随時要介護	II 種	35,400円～82,580円
種別		金額													
最重度	特 I 種	82,810円～209,430円													
常時要介護	I 種	70,790円～165,150円													
随時要介護	II 種	35,400円～82,580円													

ページと項目		訂正内容												
		(令和6年4月1日現在)												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>特I種</td> <td>85,310円～211,530円</td> </tr> <tr> <td>常時要介護</td> <td>I種</td> <td>72,990円～166,950円</td> </tr> <tr> <td>随時要介護</td> <td>II種</td> <td>36,500円～83,480円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		金額	最重度	特I種	85,310円～211,530円	常時要介護	I種	72,990円～166,950円	随時要介護	II種	36,500円～83,480円
種別		金額												
最重度	特I種	85,310円～211,530円												
常時要介護	I種	72,990円～166,950円												
随時要介護	II種	36,500円～83,480円												
P131	1.東京都障害者休養ホーム	<p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】〒160-0003 新宿区四谷1-19アーバン四谷ビル4階</p> <p>【訂正後】〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階</p>												
P132	3. 都立公園等の入場料免除	<p>☆問合せ</p> <p>【訂正前】東京都建設局 公園緑地部公園課 各公園管理事務所</p> <p>【訂正後】東京都建設局 公園緑地部公園課</p>												
P132	4. 都立公園駐車場の無料利用	<p>【訂正前】次の都立公園の駐車場窓口に、手帳又は使用料免除申請書を提示すると有料駐車場が無料になります。</p> <p>【訂正後】次の都立公園の駐車場窓口に、手帳の<u>提示</u>又は使用料免除申請書を<u>提出</u>すると有料駐車場が無料になります。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その付添いの方(付き添いは必要な範囲に限る。原則1名)</p> <p>【訂正後】身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>■施設名</p> <p>【追加】 高井戸公園 六仙公園</p>												
P134	3. 緊急通報システム	<p>【追記】 令和4年9月30日をもって新規受付を終了しました。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>												
P135	4. 火災安全システム	<p>【追記】 令和4年9月30日をもって新規受付を終了しました。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>												
P135	【追加】 7. 民間緊急通報システム	<p>【追記】</p> <p>家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、専用通報機またはペンダント型発報機のボタンを押すことで、区が委託している警備会社の受信センターにつながります。受信センターは24時間体制で、救急車の要請や緊急連絡先への連絡、警備員の派遣を行います。また、ご希望により「火災センサー」を取り付けることもできます。</p> <p>■対象</p> <p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 身体障害者手帳1・2級で、18歳以上のひとり暮らしなどの方</p>												

ページと項目		訂正内容
		<p>2. 重度の難病患者の方で18歳以上のひとり暮らしなどの方 ※高齢者緊急通報システム事業の対象となる方を除く</p> <p>■手続きに必要なもの 身体障害者手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証など難病患者であることを証明する書類 ※転入の方は(非)課税証明書</p> <p>■費用 住民税課税世帯は、月額330円(税込)の自己負担があります。 (住民税非課税世帯及び生活保護世帯は免除)</p> <p>☆問合せ 障害福祉課 区役所2階10番窓口 電話(5246)1201 FAX(5246)1179</p>
P136	2 身体障害者の施設	<p>【追加】 施設名:社会福祉法人 東京援護協会 グループホームまある 所在地:台東区日本堤1 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
P136	2 身体障害者の施設	<p>【追加】 施設名:台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 所在地:台東区三ノ輪 1-27-11 電話:(5603)2228 提供サービス:短期入所</p>
P137	3 知的障害者の施設	<p>【追加】 施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「ユニバース」 所在地:台東区今戸2-14-3 電話:(6240)6244 提供サービス:生活介護</p>
		<p>【追加】 施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「ルーツ」 所在地:台東区今戸2-14-3 電話:(6240)6235 提供サービス:就労継続支援 B型</p>
		<p>【追加】 施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「フォレスト」 所在地:台東区今戸2 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>

ページと項目		訂正内容		
		<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 台東つばさ福祉会 グループホームりゅうせん 所在地:台東区竜泉1 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>		
		<p>たいとう第三福祉作業所</p> <p>【訂正前】 電話(5828)8713 【訂正後】 電話(6802)7604</p>		
		<p>【削除】</p> <p>施設名:元浅寮 所在地:台東区元浅草3</p>		
		<p>【削除】</p> <p>施設名:みすじ寮 所在地:台東区三筋1</p>		
		<p>クローバー 所在地</p> <p>【移転前】 台東区日本堤2 【移転後】 台東区日本堤1</p>		
		<p>コットン 所在地</p> <p>【移転前】 台東区浅草5 【移転後】 台東区日本堤2</p>		
		<p>地域活動ぐる～ぶほおずき</p> <p>【削除】 ポテトの家</p>		
		<p>今戸ほうらい 移転及び名称変更</p> <p>【移転前】施設名:今戸ほうらい 所在地:台東区今戸1 【移転後】施設名:るあな 所在地:台東区日本堤1</p>		
		P138	4 精神障害者の施設	<p>耕房“輝”／耕房“光” 所在地</p> <p>【移転前】 台東区上野 7-6-10MSK ビル4階 電話(3842)7399 台東区東上野 6-18-17 カーサ・ミナガワ 2 階 電話(6231)7580 【移転後】 台東区下谷 3-17-12 下谷サニーハイツ2階 電話(6802)3708</p>
				<p>【削除】</p> <p>施設名:第3チェリーハウス 所在地:台東区雷門1</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>【追加】 施設名:manaby 秋葉原事業所 所在地:台東区上野3-3-4 JTTビル5階 電話:(5812)4080 提供サービス:就労移行支援</p> <p>【追加】 施設名:いっそう千束 所在地:東京都台東区 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
P139 5 身体・知的・精神障害者の施設	<p>RECOVERY 施設名 【訂正前】 RECOVERY 【訂正後】 on+ (名称変更)</p> <p>【削除】 身体障害・知的障害・精神障害対象 施設名:ラムダ 所在地:台東区寿3-19-2 シュロス浅草302号室 電話:(6802)7248</p> <p>【削除】 身体障害・知的障害・精神障害対象 施設名:SAKURA 上野センター 所在地:台東区東上野3-21-6 鈴やビル2階 電話:(5807)0070</p> <p>【追加】知的障害・精神障害対象 施設名:一般社団法人カハナ インテグレーションセンター上野 所在地:台東区日本堤1-26-9 晟洋ビル 電話:(6458)1342 提供サービス:自立訓練(生活訓練)</p> <p>【追加】知的障害・精神障害対象 施設名:特定非営利活動法人自立支援センターふるさと会 ふるさとホーム台東 所在地:東京都台東区 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p> <p>【追加】知的障害・精神障害・難病対象 施設名:RESPEC 株式会社 respec 上野桜木 所在地:台東区上野桜木1-14-21 電話:070(8363)3433 提供サービス:自立訓練(生活訓練)</p> <p>【追加】身体障害・知的障害・精神障害・難病対象 施設名:一般財団法人メルディア メルディアトータルサポート上野 所在地:台東区上野 6-2-14 喜久屋ビル 3 階 電話:(6284)4180 提供サービス:就労移行支援</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>【追加】知的障害・精神障害対象  施設名：一般社団法人リズムホーム リズムホーム西浅草  所在地：台東区西浅草 2  提供サービス：グループホーム(共同生活援助)</p> <p>ありがとう 所在地  【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京靴会館ビル501  【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階</p> <p>【追加】  施設名：社会福祉法人 台東つばさ福祉会 生活介護りゅうせん  所在地：台東区竜泉 1-32-9 電話：(6336)7488  提供サービス：生活介護</p>
P140	<p>6 障害児通所施設</p> <p>【削除】 ・「結ふる美谷東京」の「児童発達支援」  ・アビリティ上野</p> <p>リバーサイド結ふる 施設名  【訂正前】リバーサイド結ふる  【訂正後】放課後等デイサービス 獺のたまご</p> <p>スマートキッズジュニア元浅草 所在地  【訂正前】台東区鳥越 1-22-5 平岡ビル 2 階  【訂正後】台東区元浅草 1-19-9 サンポービル 2 階 201 号室</p> <p>【追加】  施設名：ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋  所在地：台東区浅草橋 1-22-3 5 階 電話：(5666)5656  提供サービス：短期入所</p> <p>【追加】  施設名：ろぐ  所在地：台東区上野 7-13-6 上野Sビル2階 電話：(6802)7015  提供サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス</p> <p>【追加】  施設名：ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋プレミア  所在地：台東区浅草橋 1-22-3 3 階 電話：(5666)5656  提供サービス：短期入所</p> <p>【追加】  施設名：社会福祉法人むそう ほわわ台東  所在地：台東区竜泉 1-32-9 電話：(6658)8710  提供サービス：児童発達支援</p>

ページと項目	訂正内容										
	<p>【追加】 施設名:Quirky上野 所在地:台東区北上野 1-15-5 電話:(5830)7995 提供サービス:児童発達支援・保育所等訪問支援</p> <p>【追加】 施設名:リエゾン浅草橋 所在地:台東区浅草橋 1-2-8 マルイチビル7階 電話:(5835)0535 提供サービス:児童発達支援・放課後等デイサービス</p> <p>【追加】 施設名:ファーストシーンドリーム浅草橋 所在地:台東区浅草橋 1-22-3 FIVE-i 2階 電話:(5666)5656 提供サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>【追加】 施設名:放課後等デイサービス Bloom Kids 所在地:台東区東上野 2-2-3 ビルボ東上野ビル 201 電話:(6231)6763 提供サービス:放課後等デイサービス</p> <p>【追加】 施設名:コペルプラス 上野おかちまち教室 所在地:台東区台東4-17-2 偕楽ビル2階 電話:(3839)5101 提供サービス:放課後等デイサービス</p> <p>【追加】 施設名:リニエプラッツ台東 所在地:台東区上野桜木 2-19-2 クリーンハイツ 101 電話:(5842)1934 提供サービス:重心型放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p> <p>【追記】 施設マップに関しては、移転・追加・削除等の情報は反映されておりません。</p>										
P146	<p>身体障害者障害程度等級表</p> <p>【訂正前】</p> <table border="1" data-bbox="547 1686 1436 1973"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 1686 678 1713">級別</th> <th data-bbox="678 1686 858 1713">1級</th> <th data-bbox="858 1686 1038 1713">2級</th> <th data-bbox="1038 1686 1219 1713">3級</th> <th data-bbox="1219 1686 1436 1713">4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 1713 678 1973">視覚障害</td> <td data-bbox="678 1713 858 1973">視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの</td> <td data-bbox="858 1713 1038 1973">1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(Ⅰ/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</td> <td data-bbox="1038 1713 1219 1973">1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</td> <td data-bbox="1219 1713 1436 1973">1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p>	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(Ⅰ/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの
級別	1級	2級	3級	4級							
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(Ⅰ/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの							

ページと項目		訂正内容																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいいて、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいいて、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	<p>「視覚障害の4級の1」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>																								
級別	1級	2級	3級	4級																																	
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいいて、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの																																	
P148	身体障害者障害程度等級表	<p>【訂正前】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table>	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	<p>内部障害の「心臓機能障害4級」「じん臓機能障害4級」「呼吸器機能障害4級」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>				
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																																	
P149	身体障害者障害程度等級表	<p>【訂正前】</p> <p>メースメーカー</p> <p>【訂正後】</p> <p>ペースメーカー</p>																																			
P156 ~158	6. 難病患者福祉手当(難病患者医療費成)の対象疾病一覧(あいうえお順)	<p>【訂正前】 国の指定難病(333疾病)</p> <p>【訂正後】 国の指定難病(338疾病)</p> <p>対象疾病の追加(令和3年11月1日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)</li> <li>・自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症(※)</li> <li>・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症</li> <li>・ネフロン癆</li> </ul>																																			

ページと項目		訂正内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳クレアチン欠乏症候群</li> <li>・ホモシスチン尿症</li> </ul> <p>※自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、指定難病(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合</p> <p>対象疾病名変更(令和6年4月1日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人スチル病 → 成人発症スチル病</li> <li>・神経フェリチン症 → 脳内鉄沈着神経変性症</li> <li>・禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 → HTRA1関連脳小血管病</li> <li>・ペリー症候群 → ペリー病</li> <li>・マルファン症候群 → マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群</li> </ul>
P160 ~161	7. 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)一覧 (アイウエオ順)	<p>対象疾病の追加(令和6年4月1日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MECP2 重複症候群</li> <li>・線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)</li> <li>・TRPV4 異常症</li> </ul>
P168	広告のページ	<p>ありがとう</p> <p>【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京靴会館ビル501</p> <p>【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階</p>